

令和4年度～令和8年度

第4次遠軽町社会教育中期計画

遠軽町教育委員会

はじめに

遠軽町教育委員会では、遠軽町総合計画、遠軽町行政改革大綱などとの整合性を図りながら遠軽町社会教育目標の具現化に向け、平成19年に「第1次遠軽町社会教育中期計画」、平成24年に「第2次遠軽町社会教育中期計画」、平成29年に「第3次遠軽町社会教育中期計画」を策定し、これまで遠軽町における生涯学習の推進と社会教育の振興に努めてまいりました。

しかし、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展、地域における人間関係の希薄化を背景とする地域の教育力や家庭の教育力の低下など地域社会が大きく変化する中で、新型コロナウイルス感染症拡大による新たな生活環境での学び方の対応が求められています。

このような社会的変化が取り巻く情勢の中で、町民が一体となって生き生きとした地域社会を構築するため、一人一人の個性の伸長と地域間の特性を生かしつつ主体的に学習活動を進めることが必要とされます。そのためには、生きがいのある人生を創造し、豊かな人づくり・つながりづくり・地域づくりを目指した生涯学習を推進するための指針となる『第4次遠軽町社会教育中期計画（令和4年度～令和8年度）』を遠軽町社会教育中期計画策定委員会に諮問し、本年3月に答申をいただきました。

本計画の策定に当っては、策定委員の皆様にご3つのキーワード『一体感』・『学び合い』・『自主性』を設定いただき、「子どもを育む」「学びを深める」「健康とスポーツ」「豊かな心を育む」の4つの部会ごとに現状や問題点の抽出や課題の整理など精力的にご審議いただきました。

本計画を今後5か年の社会教育行政の指針として生涯学習社会の実現を目指し、各種事業及び施策等を推進していく所存です。今後とも関係機関をはじめ社会教育関係団体や町民の皆様のおかげでのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年4月

遠軽町教育委員会

教育長 河原英男

目 次

第1章 社会教育中期計画策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画策定の基本的な考え方	1
第3節	計画の期間	1
第4節	計画の構成	2

第2章 社会教育中期計画の基礎となる指標

第1節	遠軽町総合計画「基本構想」	3
1.	まちの将来像	3
2.	まちづくりの基本大綱（基本方針）	3
第2節	遠軽町教育目標と基本理念及び教育の目指す姿	6
1.	遠軽町教育目標	6
2.	基本理念及び教育の目指す姿	7
第3節	遠軽町社会教育目標	8
第4節	遠軽町社会教育中期計画のキーワード	9

第3章 基本計画

1.	家庭教育	11
2.	青少年教育	12
3.	成人教育	13
4.	シニア教育	14
5.	公民館	15
6.	その他の社会教育施設（社会教育）	17
7.	指導者育成・団体支援（社会教育）	18
8.	スポーツ・健康づくり	19
9.	スポーツ施設	20
10.	指導者育成・団体支援（スポーツ）	21
11.	文化財・埋蔵文化財	22
12.	その他の社会教育施設（文化財）	23
13.	芸術・文化	24
14.	読書	25
15.	図書館（室）	26
16.	情報・相談	27

資料編

第4次遠軽町社会教育中期計画の策定について（諮問）	28
第4次遠軽町社会教育中期計画の策定について（答申）	29
第4次遠軽町社会教育中期計画策定経過	30
遠軽町社会教育中期計画策定委員会委員名簿	33
遠軽町社会教育中期計画策定委員会事務局員名簿	34



遠軽町の花・木・石・魚・蝶

第1章 社会教育中期計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本町では、平成17年10月の新町発足後、遠軽町総合計画、遠軽町行政改革大綱などとの整合性を図りながら、平成19年度から平成23年度までの5か年にわたる「第1次遠軽町社会教育中期計画」、平成24年度から平成28年度までの「第2次遠軽町社会教育中期計画」、平成29年度から平成33年度（令和3年度）までの「第3次遠軽町社会教育中期計画」を策定し、生涯学習の推進と社会教育の振興を図ってきました。

この間、長引く不況や少子高齢化の進行、地域における人間関係の希薄化を背景とする地域の教育力や家庭の教育力の低下など地域社会や教育を取り巻く環境が大きく変化し、また新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新たな生活様式など、多様な課題が顕在化してきており、社会全体においてもその対応が急がれている状況にあります。

このような状況の中、これからの社会教育は、一人一人が個性と地域の特性を生かしながら、主体的な学習活動をすすめ、生きがいのある人生を築き、「うるおいと一体感のある地域社会の創造」を目指した生涯学習をなお一層推進することが求められています。

この「第4次遠軽町社会教育中期計画」は、遠軽町教育目標、遠軽町社会教育目標を始め、本年度が最終年度である「第3次遠軽町社会教育中期計画」の反省評価及び町民意識調査の結果などを踏まえ、さらに、平成27年度に策定された「第2次遠軽町総合計画」（10か年計画）との整合性を図りながら、これからの本町の社会教育を総合的・計画的に推進していくための指針として策定したものです。

第2節 計画策定の基本的な考え方

本町の教育の基本理念は、「生涯学び続け 明日の郷土を拓く人を育む」であり、教育のめざす姿として「主体的に学び 生きる力を身につける人を育てる」としています。

さらに社会教育目標では、「自ら学び続ける人」、「文化をつくる人」、「地域づくりに励む人」及び「スポーツの生活化をはかる人」を育てることを目指しています。

この中期計画は、これらの教育目標を具現化するため、第1次中期計画から第3次中期計画において実施した、町民意識調査の結果から見えてくる傾向や現在実施している施策及び事業の現状と課題から、町民の様々な学習活動の奨励や自主的・主体的学習活動を具体的に支援する方策など、生涯学習社会の実現を目指した今後の社会教育振興方策をまとめています。

第3節 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年計画としています。

第4節 計画の構成

この社会教育中期計画は、「社会教育中期計画策定にあたって」、「社会教育中期計画の基礎となる指標」、「基本計画」により構成しています。

「社会教育中期計画策定にあたって」

社会教育中期計画の趣旨・基本的な考えを示し、令和4年度から令和8年度までの5か年の計画期間を明らかにしています。

「社会教育中期計画の基礎となる指標」

社会教育中期計画の指標として、第2次遠軽町総合計画の基本構想におけるまちの将来像、まちづくりの大綱（基本方針）、遠軽町の教育目標と基本理念及び教育のめざす姿並びに社会教育目標を踏まえ、基本計画の指針としています。

また、新たな取組みとして、「地域づくり」のために社会教育が果たすべき役割を明確化させるため「キーワード」を設定しています。

「基本計画」

基本計画は、社会教育中期計画の基礎となる指標を受けて、16の各分野別項目ごとの現状と課題を踏まえ、今後5年間の方向性（方針）を明確化させるための取組みを示しています。



遠軽町の花 コスモス

第2章 社会教育中期計画の基礎となる指標

第1節 遠軽町総合計画「基本構想」

1. まちの将来像

森林(もり)と清流(みず) つくる・つながる にぎわいのまち

大雪山系の山々から広がる豊かな森林と、そこから生み出される清流によって育まれてきた私たちのふるさと遠軽町。これまで、この豊かな自然環境の中から数多くの生命が生み出され、育まれ、文化をつくり、歴史を刻みながら発展をしてきました。

この恵まれた自然環境は、大切に守り、生かしながら、未来の私たちの子や孫に引き継いでいかななくてはなりません。

これからのまちづくりでは、このような、先人が歩んできた過去とこれから歩いていく未来への持続性をはじめ、自然環境と共生する人と自然とのつながり、暮らしに身近な人たちとのつながり、子どもからお年寄りまで世代を超えたつながり、多様な活動や交流によって生まれる新たな人とのつながり、交通の要衝として繁栄してきた歴史と今後の新たな地域へのつながりなど、さまざまな“つながり”を大切にしていくこととします。

また、ものづくりや人づくり、生きがいつくり、暮らしやすい環境づくりなど、笑顔と元気とやさしさにあふれた、にぎわいのある町を“つくる”という思いをより一層強く持ち、まちづくりを進めていくこととします。

このような気持ちを込めて、「森林(もり)と清流(みず) つくる・つながる にぎわいのまち」という将来像とします。

2. まちづくりの基本大綱（基本方針）

(1) 人と自然に思いやりのあるまちづくり

本町には、古来から在り続けている手つかずの自然と、町を開拓し農業や林産業などの生業(なりわい)の中で先人が創り上げてきた自然があります。これらとともに、守り、次代へとつなげていかなければならないものであり、自然に生かされているということを町民全体で認識し、自然への「思いやり」と感謝の心を育み、過去から未来、先人から子どもへと、人と自然に思いやりのあるまちづくりを進めます。

また、町民の日常生活や経済活動をささえる道路、交通、情報網などについても、自然にかけている負荷を少しでも減らしつつ、利用者の安全性や利便性に配慮しながら、安全かつ快適に利用できるよう基盤づくりを進めます。

(2) 安全・安心で住みごこちの良い暮らしの場づくり

本町が将来にわたって暮らしの場としての機能・役割を果たしていくためには、日常生活における快適性や利便性などの“こごち良さ”を常に保ち、充実していくことが必要です。住まいや暮らしを取り巻く生活環境の充実により、こごち良い暮らしの場としての役割をさらに向上させていきます。

また、快適・利便性を向上させる一方で、各種災害、犯罪などのさまざまな危険に対する備えを確立し、安全・安心な暮らしの場づくりを進めます。

(3) 活気と創造性にあふれ、未来につながる産業づくり

本町はこれまで、豊かな自然環境を生かした農林業とともに、道路や鉄道など交通の要衝として商工業が発展し、現在の町を形成してきました。こうした産業基盤を未来に引き継ぎ、子どもからお年寄りまで楽しく安心して暮らせる環境をつくっていくために、町に活気とうるおいを生み出す産業の振興が必要です。

近年の町内の産業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷などにより、厳しい状況にあります。事業者や農林業者自らの努力と創意工夫はもとより、産業に関わる多様な主体と行政が創造性を発揮し、連携・協力しながら知恵を出し合い、町内の産業を活性化し経済をより循環させていくことで、活気と創造性にあふれた、未来につながる産業づくりを進めます。

(4) 住み慣れたところで健やかに暮らせる生活づくり

町民の誰もが、最も住み慣れた場所で生涯をいきいきと健やかに暮らしたいと願っています。そのためには、誰もが健康で、生きがいを持ち、地域ぐるみで互いにささえ合う、やさしさあふれるまちづくりが必要です。

日々の健康づくりや生きがいづくり、身近な場所で安心して受けることができる医療や保健、福祉のサービス、ひとりの不幸も見逃さない地域ぐるみでのつながりや支援体制づくりなど、誰もがいきいきと健やかに暮らすことができるまちづくりを進めます。

(5) 文化を守り、未来につなげるふるさとづくり

文化を守り、将来を担う人材を育てることは長期的・継続的に取り組まなければならない重要な課題です。本町の地域特性を生かした個性あふれる学習など地域ぐるみでふるさとを支える人づくりを進めます。

また、町民一人一人が、心身ともに豊かな生活を送り、いきいきと暮らすことができるよう、子どもから高齢者まで、生涯を通じて自らの意志や意欲に応じたさまざまな学習ができる環境を整えます。さらに、地域内外との交流や各種文化財など地域の遺産の保全・活用を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、未来につなげるふるさとづくりを進めます。

(6) 町民と町が気軽に対話できるまちづくり

協働のまちづくりを進めるには、町民と町の対話による相互理解が重要です。コミュニティ活動や自発的なまちづくり活動を促すとともに、さまざまな媒体や機会を通して情報の共有や対話の機会をさらに充実させ、まちづくりに反映させます。

町民サービスを充実するためには、財政基盤の確立が不可欠なことから、行政改革の取り組みや PDCA サイクル（注①）に基づいた事業の管理により健全な財政基盤を確立する一方、社会情勢や町民のニーズを分析し、効果的な事業運営を目指します。

（注①）PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、「計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行う」という工程を継続的に繰り返す仕組み。

第2次遠軽町総合計画の体系

まちの将来像	基本方針	基本目標	施策目標
森林と清流 つくる・つながる にぎわいのまち	1人と自然に 思いやりのあるまちづくり	1 自然とともに生きるまちづくり	1 自然と調和した安らぎのあるまちへ
		2 快適な生活空間づくり	1 各地域における利便性の向上 2 自然に思いやりのある道路環境の整備と充実 3 交通ネットワークの存続・維持 4 情報ネットワークの整備・活用
	2安全・安心で 住みこころの良い 暮らしの場づくり	1 快適でうるおいのある 生活環境づくり	1 住宅環境の向上 2 美しいまちなみの形成 3 上下水道の充実
		2 安心して安全に暮らせる 住み良いまちづくり	1 消防・救急体制の充実 2 防災体制の充実 3 交通安全・防犯の推進
		3 環境を保全し、衛生的なまちづくり	1 ごみ処理の充実 2 環境保全、環境衛生の充実
	3活気と創造性にあふれ、 未来につながる産業づくり	1 地域の資源をいかした 産業のまちづくり	1 農業の振興 2 林業の振興 3 企業の誘致
		2 魅力的で活気あふれる 商工業・観光づくり	1 商工業の振興 2 観光と物産の振興
		3 安心して働ける環境づくり	1 雇用環境の安定
	4住み慣れたところで 健やかに暮らせる生活づくり	1 安心して健やかに暮らせる まちづくり	1 保健対策の充実 2 地域医療の確保
		2 住み慣れた場所でだれもが いきいきと暮らせるまちづくり	1 地域福祉の充実 2 子育て環境の充実 3 高齢者福祉の充実 4 障がい者（児）福祉の充実 5 社会保障の健全運営
	5文化を守り、未来につなげる ふるさとづくり	1 ふるさとをささえる人づくり	1 子ども教育の充実 2 家庭教育の充実 3 社会教育の充実
		2 文化の薫りあふれるまちづくり	1 各世代が学べる学習環境の充実 2 芸術・文化活動の振興 3 スポーツ・レクリエーション活動の充実
		3 ふるさとを愛する心づくり	1 文化の継承と創造 2 地域間・国際間交流の推進
	6町民と町が 気軽に対話できるまちづくり	1 町民とつくる パートナーシップのまちづくり	1 ふれあいあふれるまちへ 2 コミュニティ活動の充実
		2 町民に開かれた役場づくり	1 町がめざすべき理想像の実現 2 効率良い財政運営

第2節 遠軽町教育目標と基本理念及び教育のめざす姿

1. 遠軽町教育目標

- 1 生き生きと学び 知性あふれる町民に
- 2 豊かな心を持ち 希望あふれる町民に
- 3 自立の心を持ち 気力あふれる町民に
- 4 心や体を鍛え 活力あふれる町民に

目標1 これからの遠軽町は、人間尊重を基調に生き生きとした人の育成や豊かであるおいのある社会の創造が求められています。

したがって、自ら学び、主体性、創造性を持って社会の変化に対応し、地域社会の一員として一人一人が自己の責任を果たす知性豊かな町民である必要があります。

そのためには、生涯にわたって学び続けるとともに、広い視野を持って、社会の変化に対応し、自ら考え、正しく判断する豊かな知性を育み、地域社会のために行動する町民を育成することが大切です。

目標2 これからの遠軽町は、町民が協力し、明るい生活と薫り高い文化の町を築いていくことが求められています。

したがって、郷土の自然や文化を愛し、自他を思いやる広い心と連帯意識や協調性を持って、郷土の発展に尽くす心豊かな町民である必要があります。

そのためには、自然愛や人間愛を基調に、思いやりの心や感謝の心、郷土の文化を守り育てる豊かな情操を育み、地域社会に貢献する町民を育成することが大切です。

目標3 これからの遠軽町は、町民一人一人の不断の努力によって地域の活性化を図り、生活を高めていくことが求められています。

したがって、社会性と責任感を身に付け、自ら行動する積極性を持ち、働くことに誇りを持った意欲あふれる町民である必要があります。

そのためには、地域住民としての責任を自覚し、自らを律するとともに、最後まで粘り強くやり抜く強い意志と、勤労の精神を育み、地域社会の発展のために努める町民を育成することが大切です。

目標4 これからの遠軽町は、町民一人一人が生きがいのある生活を営むとともに、健康の保持増進のためにスポーツ活動等に主体的に取り組むことが求められています。

したがって、生命尊重を基調に、地域の特性を生かし、自らスポーツ活動に親しみ、心と体を鍛えるため、積極的に活動する町民である必要があります。

そのためには、意欲的にスポーツ活動等に親しみ、自ら心や体を鍛える実践力と進取に満ちた心を育み、心身共に健康で明るい生活をする町民を育成することが大切です。

2. 基本理念及び教育のめざす姿

(1) 教育の基本理念

「生涯学び続け 明日の郷土を拓く人を育む」

これからの社会を展望し、創造性あふれる新「遠軽町」を築き上げていくためには、教育の果たす役割は、極めて重要なものがあります。

幸い、本町には、恵まれた自然やオホーツク特有の気候・風土があり、また、小都市が持つ人間的な触れ合いを大切にする気風などがあります。このような本町の特性を生かし、生涯にわたって生き生きと学び続ける生涯学習社会を構築するとともに、学校はもとより、家庭や地域社会も含めた社会全体の中で、地域の経済・産業・文化等を担う人材を育成していく必要があります。

そのためには、豊かな人間性の育成など、時代を超えて変わらない価値あるものと、国際化・情報化・環境問題など、時代の変化とともに変えていかなければならないものを確かに見極め、遠軽町の歴史や文化・伝統などを次世代に確実に継承していく必要があります。さらに、新たな課題を豊かな感性で受け止め、創造的に対処し、生涯にわたって学び続け、これからの郷土を主体的に拓いていく人の育成を目指していく必要があります。

このようなことから、上記のように教育の基本理念を策定したものであります。

(2) 教育のめざす姿

「主体的に学び 生きる力を身につける人を育てる」

これからの教育の目指す方向は、たくましく生きるための健康や体力を持つとともに、自らを律しつつ、他人とともに協調し、思いやる心や感動する心など、豊かな感性と、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、即ち、「生きる力」を持つ人間を育成することにあります。

したがって、遠軽町教育のめざす姿は、町民がいつでも、どこでも生涯にわたって主体的に学ぶことができる社会を構築し、学校、家庭、地域社会が一体となって生きる力をはじめ、社会の変化を柔軟に、しかも創造的に対応できる人を育て、活力ある遠軽町を創っていく必要があります。

このようなことから、上記のように教育の目指す姿を策定したものであります。



遠軽町の木 藤

第3節 遠軽町社会教育目標

- 1 豊かな生活を目指し 広い視野を持って 自ら学び続ける人
- 2 互いに人格を尊重し 連帯の精神を持って 文化をつくる人
- 3 勤労を尊び 誇りと喜びを持って 地域づくりに励む人
- 4 自ら体育活動に親しみ 健康な心身を持って スポーツの生活化をはかる人

目標1 これからの社会教育は、生涯にわたっての生きがいづくりと主体的に学び続ける人を育成することが求められています。

したがって、社会の変化に的確に対応するため、自主的・主体的に学び、広い視野を持って生活を創造していく態度を養うことが必要です。

そのためには、日々充実した人生を目指し、自ら学び続ける意欲と正しく判断する知性豊かな人を育成することが大切です。

目標2 これからの社会教育は、心豊かなうるおいのある生活づくりが求められています。

したがって、恵まれた郷土の自然や文化を愛し、先人の苦労に感謝する心や態度を養うことが必要です。

そのためには、互いに人格を認め合い、奉仕や連帯の精神を持って地域に根ざした文化をつくる人を育成することが大切です。

目標3 これからの社会教育は、社会参加の意欲を高め、活力ある地域づくりが求められています。

したがって、地域や生活の課題解決に向けて、積極的に行動する態度や強い意志を養うことが必要です。

そのためには、勤労を尊び、誇りと喜びを持って地域の発展に尽くす意欲あふれる人を育成することが大切です。

目標4 これからの社会教育は、生命を尊重し、自ら心と体を鍛える健康づくりが求められています。

したがって、進んでスポーツ活動などに親しみ、たくましい実践力を持って行動する意志や態度を育てることが必要です。

そのためには、生涯にわたって、生活の中でスポーツ活動などを積極的に実践する人を育成することが大切です。



遠軽町の木 エソヤマザクラ

第4節 遠軽町社会教育中期計画のキーワード

社会教育は人々が学習活動、文化・スポーツなどを通じて生きがいを創造し、豊かな「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を目指し取り組んでいます。

この「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の三者は別々にあるのではなく、それぞれがお互いに関係をもって社会教育目標を達成するものと考えます。ただ、三者は同列ではなく、「地域づくり」が中心にあり、「遠軽町」を題材として生かし、「地域づくり」のために社会教育はどんな役割を果たすことができるかを視点に、「第4次遠軽町社会教育中期計画（令和4年度～令和8年度）」から具体的な言葉としてキーワードを設定し、取り組みます。

①『人づくり』のキーワード……【自主性】

自主的な学びでなければ、学びは続かないし、深まらない。与えられることを待つ人ではなく、目的や意識を持って学ぶ人づくりのための環境整備が必要である。

学びや活動を通して自ら考え、よりよい地域づくりのために貢献できる『人づくり』と考える。

②『つながりづくり』のキーワード……【学び合い】

つながり合うことで互いに刺激し合い、お互いの成長へとつながる。つまり、「学び合い」のある「つながり」に意味がある。

『つながりづくり』は、人と人、地域と地域だけではなく、学校教育と社会教育とのつながりも考えられる。

例えば、学校が地域学習の成果を町民に公開し、町民が地域学習に協力するという関係づくりをする。そして、児童・生徒が学びを深め、将来の地域の人材へとつながれば意義があると考えられる。

③『地域づくり』のキーワード……【一体感】

地域住民一人一人が自分のこととして「わがマチ」のことを考えることが『地域づくり』につながると考える。そのために「遠軽町」が「わがマチ」であるという「一体感」が重要になる。

「地域を知る・学ぶこと」→「地域を生かす」→「地域をつくる」へ。

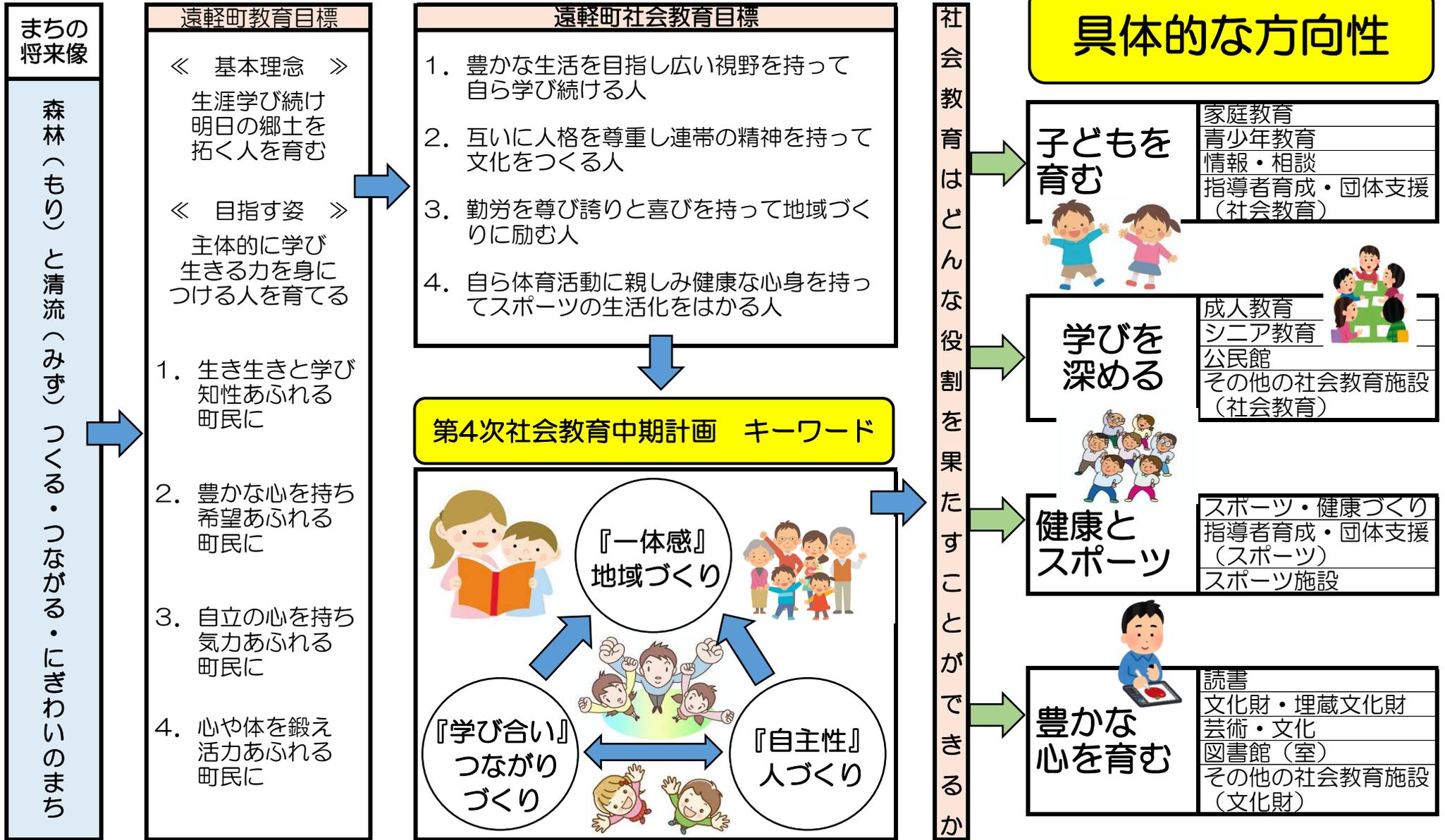
※「地域を知る・学ぶこと」とは、今の地域について知り、地域について学ぶこと。

※「地域を生かす」とは、今ある地域資源の活用を考えることである。

※「地域をつくる」とは、地域についての学びを通して、遠軽町の将来像を作り上げていくことである。

「地域」とは、遠軽町全体のことである

《 第4次遠軽町社会教育中期計画 体系（令和4年度～令和8年度） 》



第3章 基本計画

1. 家庭教育
2. 青少年教育
3. 成人教育
4. シニア教育
5. 公民館
6. その他の社会教育施設（社会教育）
7. 指導者育成・団体支援（社会教育）
8. スポーツ・健康づくり
9. スポーツ施設
10. 指導者育成・団体支援（スポーツ）
11. 文化財・埋蔵文化財
12. その他の社会教育施設（文化財）
13. 芸術・文化
14. 読書
15. 図書館（室）
16. 情報・相談



（高齢者大学「しらかば大学」）

1. 家庭教育

〔 現 状 〕

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操は、家庭のコミュニケーションを基本とし、日々の積み重ねで育まれます。

近年の核家族化や共働き世帯、ひとり親家庭の増加など、家庭環境は多様化し、地域に子育ての悩みや不安を相談できる相手がいないなど、子育てに不安や負担感を抱いている親の増加が指摘されています。

本町では、地域全体で家庭教育を支える仕組みとして、家庭教育学級の開設や家庭教育講演会の開催を通じ、乳幼児から児童生徒をもつ保護者を対象に、学習機会の提供と交流機会の拡充に努めています。また、家庭教育に関する情報をまとめた「えんがる子育て応援 Book（改訂版）」を発行し、オンラインでの閲覧にも対応しています。

今後は、スマートフォンの普及や SNS（注①）のさらなる発展、保護者を取り巻く働き方の多様化や育児休業取得の促進など、社会の変化に対応した効果的な支援の検討が必要です。「家庭・学校・地域」が連携し、社会全体で子どもの健やかな育ちを支える環境を整えていくことが求められます。

〔 課 題 〕

- 家庭のライフスタイルの多様化に対応した ICT（注②）の有効活用
- 学校やPTA など、機関・団体との協働による事業展開
- 家庭教育の支援に関わる人材の育成
- 保護者が関心をもち、参加がしやすい学習機会の提供

〔 これからの取り組み 〕

- ICT を活用した学習機会の提供
【例えば】Zoom（ズーム）を活用した学習会、SNS による情報提供
- 各種団体と連携した学びの充実
【例えば】PTA や子ども会、自治会が連携した地域イベント（伝統行事）
- 地域住民の教育力の活用
【例えば】「この指とまれ方式」の活用（賛同者による発案・お世話人）
- ニーズにあわせた学習支援
【例えば】オンライン目安箱の開設（いつでも、どこでも）

（注①）SNS Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

（注②）ICT Infomation and Communication Technology の略。通信を使ってデジタル化された情報をやりとりする技術のこと。

2. 青少年教育

[現 状]

青少年期は、「家庭から社会へ」、「親から他人へ」と生活環境や人間関係が変化し、人生の基礎づくりの出発点として、自立心や社会性などを習得し始めるとても大切な時期です。

本町では、町内全域の児童生徒を対象とした「ちびっ子リーダー研修会」をはじめ、「キッズ・チャレンジクラブ」、「チビっ子教室」や「まるせっぴ子ども文化教室」といった居住地ごとの活動や、「わくわく自然体験教室」のように地域の枠を超えて、地域住民やボランティア団体と連携し、郷土心を育む活動に取り組んでいます。

しかし、少子化に伴い、児童生徒数は今後もさらに減少すると考えられ、長期的展望を見据えた事業計画の見直しが必要です。

また、社会教育法で定める青年団体は、現在新規加入者がおらず、休会になっています。今後、青年個々のニーズに対応した学習内容と魅力のある事業の企画立案に努めることが求められます。

[課 題]

- 少子化の進行に伴う事業計画の見直し
- 青少年教育に関わる地域の人材の活用
- 地域の将来を担う人材の育成
- 青年に対する事業の企画立案



(冬休みちびっ子リーダー研修会)

[これからの取り組み]

- 事業計画の定期的な見直しの実施
 - 【例えば】これまでの実績を反映させた事業内容の検討
- 地域団体の教育力の活用
 - 【例えば】地域の強みや地域で活用できる地域資源、人材等の現状把握
- 地域を担うリーダー研修会の検討
 - 【例えば】将来の社会情勢を見据えた事業計画の策定、機会の提供
- ニーズを把握し、事業内容の工夫・充実
 - 【例えば】受け手のニーズ、気持ち、考えの収集に努める

3. 成人教育

[現 状]

成人期は人生で最も長く社会活動に参画する年代であり、家庭教育や仕事に関する学習、スポーツによる健康づくりなど、自己研鑽に対し関心が高い傾向が見られます。一方で、日常的に多忙な状況下にもあり、様々な事柄に関心を持ちながらも、社会活動から遠ざかってしまう傾向にあるのも事実です。

本町では、将来の地域を担う成人に必要とされる学習課題の把握に努め、日常的な学習機会の整備や情報提供、様々な活動への参加を促す支援に取り組むことで、より自己を高め、学びの成果へと繋がるものと考えます。

令和4年4月1日改正民法の施行に伴い、成人年齢が20歳から18歳へと引き下げられますが、これまで行ってきた成人式の取り組みについては、今後も対象年齢を20歳とし、新たな成人教育の検討が求められます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の集会型の学習活動に様々な課題が生じています。今後、スマートフォンなどのICT機器の普及がさらに進み、Zoom（ズーム）などオンラインアプリケーションを活用する機会が増加すると考えられることから、新たな学習形態の検討と実践が求められます。

[課 題]

- ニーズにあった学習機会の提供
- 能力開発となる事業の検討
- ICTを活用した学習形態の検討と実践

[これからの取り組み]

- 成人世代が求める学習ニーズの把握
 - 【例えば】オンラインを活用したアンケート調査を通じた情報収集
- 学びの意欲を高める周知や提案
 - 【例えば】リーフレット・パンフレット等の表現内容の工夫
- シニア世代に備えた学びにおける循環の充実
 - 【例えば】自らのシニア人生をイメージした、学習機会への参画
- 実生活に結び付く、ICT機器を活用したオンライン学習の推進
 - 【例えば】場所を限定せず、空き時間を活用したリモート講座の充実

4. シニア教育

[現 状]

人生100年時代を迎え、健康で生きがいのある人生を過ごす、アクティブなシニア世代が増加傾向にあります。

本町では、シニア世代の学びを支援するため「高齢者大学」を開設し、これからの時代に必要とされる多様な学びをはじめ、世代間交流、ボランティアなど、シニア世代がもつ豊かな経験と優れた知識を地域社会に還元させる学習プログラムの実践に取り組んでいます。

しかし、地方における人口減少が進むことで、シニア世代を取り巻く就労環境にも変化が生じており、学習ニーズの個別化や学習スタイルの多様化への対応が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、シニア世代の経験や地域の歴史を次の世代へ紡ぐ世代間交流の取り組みも見直す必要があり、従来の集会型学習から新たな形態へ検討を行わなければなりません。

将来を見据えた有意義な学びを通じ、心豊かなシニアライフの実現を目指すため、各分野の専門家や関係機関と連携し、実践的で有用的な学習機会を提供していく必要があります。

[課 題]

- 高齢者大学活動を主としたシニア教育の在り方の検討
- シニア世代に必要とされる実用的な学習機会の提供
- 今後の世代間交流活動の検討

[これからの取り組み]

- 周知・発信方法の工夫
 - 【例えば】 SNS による高齢者大学のイメージを払しょくさせる周知
- シニア世代が必要とする学習課題の把握
 - 【例えば】 アンケート調査の実施、年齢や体力に応じた学習内容の提案
- 働きながら学べる環境づくり
 - 【例えば】 就労後の夜間や早朝の時間帯を活用した学習機会の提供
- 地域社会に還元する学びの場の提供
 - 【例えば】 オンラインを活用した世代間交流の検討（e-スポーツ交流会）

5. 公民館

[現 状]

本町では、社会教育法に基づき、安国公民館と丸瀬布中央公民館を設置し、住民による生活文化の向上や自治会活動の推進、災害等に対する指定緊急避難場所として広く活用されています。また、各館に教育センターを配置し、住民の生活課題や幅広い領域による学習活動を支援し、日常的な学習ニーズの対応に努めています。

しかし、地域の居住人口の減少に伴い、利用者も減少傾向にあることから、施設の管理運営について検討していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者の健康管理の徹底など、今後も検討しなければなりません。また、各公民館の建設から相当年数が経過しており、遠軽町公共施設等総合管理計画（注①）や遠軽町社会教育施設長寿命化計画（注②）に基づき、将来的な施設管理について検討が必要です。

公民館法に基づく新たな公民館として、遠軽町芸術文化交流プラザ（愛称：メトロプラザ）が開館します。今後、各公民館をはじめ、その他の社会教育関係施設との連携体制を構築する必要があります。また、町の社会教育振興の中核を担う施設となることから、日常的に利用者ニーズの把握に努めるとともに、長期的且つ有効的な活用の方策についても検討します。

[課 題]

- 地域の実情や時代に即した公民館の管理運営
- 居住人口や建築年数などに応じた施設の維持方法の検討
- 遠軽町芸術文化交流プラザ開館に伴う利用者ニーズの把握、有効的な活用の方策検討
- 公民館やその他の社会教育施設との連携体制の構築

[これからの取り組み]

- 新たなにぎわいや創造性豊かな学びが生まれる環境づくり
【例えば】まずは「集まる、集める」、カフェみたいな雰囲気づくり
- 町の魅力等発信の場
【例えば】どの施設でも共有できる、遠軽の魅力ある学習情報をデジタル化
- 教育文化振興につながる新しい工夫
【例えば】利用者や利用団体が主体となって運営する学習活動の支援

○新しい公民館を核とした、より有用的な利活用

【例えば】メトロプラザで開催されるイベントをオンライン配信し、他の公民館でパブリックビューイングする取り組み



(遠軽町芸術文化交流プラザ 愛称：メトロプラザ)

(注①) 遠軽町公共施設等総合管理計画

人口や地域実情に見合った適正な規模とあり方を検討し、公共施設に求められる安全性や機能性を確保しつつ、現役世代と次世代の負担の平準化を図るための計画。

(注②) 遠軽町社会教育施設長寿命化計画

社会教育施設について、現状の把握分析に基づき、今後の維持保全の方向性を検討するため、現況調査を行ったうえで施設の実態把握及び課題の整理、今後のあるべき方向性を検討するための計画。中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、社会教育施設に求められる機能・性能を確保することを目的とする。

6. その他の社会教育施設（社会教育）

〔 現 状 〕

本町の社会教育施設は、生田原宿泊研修施設キララン清里、安国活性化センター「ピノキオハウス」、遠軽町基幹集落センター、瀬戸瀬地域公民館、社名淵地域公民館、丸瀬布昆虫生態館、丸瀬布木工体験交流館、白滝国際交流センターなどがあります。

これらの施設は、設置目的や位置づけにより、社会教育事業や住民による集会などの利用施設として、それぞれの機能を発揮し活用されています。また、町民を災害等から守る指定緊急避難場所や新型コロナウイルス感染症などの新たな緊急の事態に備えるなど、多様化する利用形態への対応が求められています。

しかし、多くの施設が老朽化している状況にあるため、遠軽町公共施設等総合管理計画や遠軽町社会教育施設長寿命化計画に基づき、今後の施設管理について検討する必要があります。また、居住人口の減少は、各施設の利用者数の減少傾向にも影響を与えています。

施設運営への地域の意見や社会的情勢などを踏まえ、時代に即した施設の在り方や同じ機能を有する施設の集約・複合化、著しく老朽化する施設の見直しも視野に入れた具体的な検討が必要となります。

〔 課 題 〕

- 地域の実情に適した効果的な利活用方法の検討
- 学校、団体等への利用促進に係る周知
- 既存施設の維持管理方法の統一化、集約・複合化及び用途廃止の検討

〔 これからの取り組み 〕

- 現状のニーズ、課題や将来的ビジョンの明確化
【例えば】多様化する社会に対する施設の方向性・目的意義の検討
- 施設PR、施設を最大限活用した学習機会の推進
【例えば】それぞれの施設ならではの特徴を活かした施設の利活用
- 地域一体となった施設の在り方の検討
【例えば】地域住民とともに取り組む、新たなアイデアを創出する場

7. 指導者育成・団体支援（社会教育）

〔 現 状 〕

本町では、住民のもつ豊かな知識や専門的な技術を生涯学習活動において活用することを目的に、指導者登録制度として「生涯学習リーダーバンク」に取り組んでいます。近年は、新たな登録希望者が少ない現状が続いており、登録指導者の高齢化が深刻な課題となっています。

また、新たに生涯学習活動をスタートさせる団体等を支援するため「マイプラン応援制度」を設け、日常的な団体活動の支援にも取り組んでいます。若い年代の活用が少ない状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の集会型の学習活動が見直され、新たな学習サポート体制が必要です。

北海道教育委員会では、学校における働き方改革を促進するための一つの方策として、国の方針に基づき、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域へ移行することを目指しており、実践研究に取り組むなど検討が進められています。

今後も指導者育成・団体支援を通じ、日々様変わりするニーズに応じた経済的支援をはじめ、団体運営に対する指導と助言を行うとともに、学校が抱える課題の共有に努め、地域全体で学校を支える体制づくりの検討が必要です。

〔 課 題 〕

- 各制度の周知
- 新たな指導者の育成
- 新たな学習サポート体制の確立
- 団体の存続、活動支援の強化

〔 これからの取り組み 〕

- 各制度の周知工夫と活用
 - 【例えば】ホームページ、SNS を活用した周知方法の検討
- 次世代型指導者研修会の実施
 - 【例えば】学校教職員との合同研修や交流会などの企画
- ICT を活用した学習活動の提供
 - 【例えば】自宅に居ながら Zoom（ズーム）を活用した研修会
- 補助金や施設使用減免等の支援継続
 - 【例えば】制度や減免内容の周知、各種制度の見直し

8. スポーツ・健康づくり

〔 現 状 〕

本町におけるスポーツ・健康づくりについては、年代や体力、スポーツ競技に応じた様々なニーズへの対応に努めています。さらには、全ての年代にわたりスポーツとの日常的な関わりを実現させるため、スポーツ推進委員を委嘱し、居住地における大会や教室を通じ、スポーツ活動の推進に取り組んでいます。

また、個人や団体など各スポーツ競技における全道大会や全国大会への出場 の機会に対し、遠軽町スポーツ振興事業費交付基準による補助金交付を行うこ とで、個人や団体の負担軽減に努めています。

ほかにも、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会と連携し、夏と冬の長期休業中にお ける高等学校や大学等のスポーツ合宿招致を行うことで、地域活性と地元スポー ツ競技の技術向上を図っています。

人生100年時代の到来を受け、健康寿命に対する関心が高まる中、スポーツ 活動に対するニーズは多様化しており、新たな視点に立った長期的かつ計画的 な方策について検討が必要です。

また、本町の人口形態の変化に伴い、人口減少や少子化に伴う団体会員数の減 少や、高齢化による団体活動の休会や低迷は大きな課題であり、より柔軟な対応 が求められます。

〔 課 題 〕

- 人口減少や少子化に伴うスポーツ団体活動の低迷
- 多様化するスポーツ活動への対応
- 高齢化などスポーツ団体会員の減少に伴う支援策の検討

〔 これからの取り組み 〕

- 広域的スポーツ活動や少年団活動の支援
 - 【例えば】地域の枠に捉われない、新たなスポーツ活動機会の整備
- 指導者の広域的な活用方法の検討
 - 【例えば】出前（出張）指導者や指導者サポート制度の創設
- 保護者の負担軽減を目的とした交通手段の検討
 - 【例えば】公共交通機関の活用検討、スポーツ活動応援バスの運行
- 年代に適した情報提供の検討
 - 【例えば】若い世代はオンライン配信、シニア世代はチラシや新聞等を活用

9. スポーツ施設

[現 状]

本町のスポーツ施設は、体育館や武道館、温水プールなどの屋内施設をはじめ、野球場、人工芝グラウンド、パークゴルフ場など屋外施設を整備し、幅広い年代の利用ニーズに対応した施設の管理運営を行っています。

平成24年度より指定管理者制度を導入し、施設の効率的な運営と維持管理経費の軽減に努め、スポーツトレーナーを配置するなど、利用者への専門的指導や助言を行うなど、サービスの向上に努めています。

公共施設の中でもスポーツ施設は大きな割合を占め、多くの施設が建設から相当年数が経過している現状にあり、老朽化が大きな課題となっています。また、居住人口の減少や少子化による影響で、利用者数が減少傾向にある施設も見受けられ、将来的な施設運営について、具体的な検討を行わなければなりません。

今後、多くのスポーツ施設において、計画的な改修等が必要となることから、遠軽町公共施設等総合管理計画、遠軽町社会教育施設長寿命化計画に基づき、将来を見据えた施設の維持管理について検討が必要です。

[課 題]

- スポーツ施設の老朽化
- 施設の効果的・効率的な管理運営
- 施設利用率の向上
- 健康づくりを推進するための人的配置と資質向上

[これからの取り組み]

- 施設のさらなる効率的な維持管理の検討
 - 【例えば】 町内全域のスポーツ施設に指定管理者制度を拡充させる
- 計画的な長寿命化改修等と老朽化施設の統廃合の検討
 - 【例えば】 効率的な施設長寿命化の検討、維持困難な施設の統廃合の検討
- 利用者ニーズの把握
 - 【例えば】 オンライン目安箱の開設、SNSの積極的な活用
- スポーツ団体とのさらなる連携と育成
 - 【例えば】 利用料の減免等による経費負担の軽減、利用サービスの検討
- 新たなスポーツ競技を安全に楽しめる環境づくりの検討
 - 【例えば】 東京オリンピックで脚光を浴びたスケートボード場の開設

10. 指導者育成・団体支援（スポーツ）

〔 現 状 〕

本町では、住民のもつ豊かな知識や専門的な技術を生涯学習活動において活用することを目的に、指導者登録制度として「生涯学習リーダーバンク」に取り組んでいます。近年は、新たな登録希望者が少ない現状が続いており、登録指導者の高齢化が深刻な課題となっています。

団体支援としては、自治会をはじめ、遠軽町スポーツ協会、スポーツ少年団本部と連携し、日常的な団体支援に努めています。

しかし、人口減少や少子化、さらには高齢化といった人口形態の変化に伴い、自治会や団体の会員数減少や活動低迷など課題が生じている現状にあります。

スポーツを通じた団体活動は、幅広い年代において最も気軽に地域活動へ参加できる貴重な機会であり、地域コミュニティ形成にも期待されることから、将来的展望を見据えた、支援策の検討を行わなければなりません。

〔 課 題 〕

- 指導者の高齢化
- 民間有志指導者の発掘・活用
- 専門家や関係機関と連携した実践的な学習機会の提供

〔 これからの取り組み 〕

- スポーツ指導者の育成、支援
【例えば】スポーツ部活動経験者（OB・OG）への働きかけ
- スポーツ団体の育成、支援
【例えば】少子化に対応した広域的な活動の促進
- スポーツ関係団体との連携
【例えば】遠軽町スポーツ協会との情報共有
- スポーツ団体の研修機会の充実
【例えば】大会や教室等を通じた機会の提供
- インターネットを活用した学習環境の整備
【例えば】地域性に対応した多様な学習機会の提供
- 「リーダーバンク登録制度」の周知徹底
【例えば】住民の視点に見合った制度の見直し、ホームページでの情報提供

11. 文化財・埋蔵文化財

[現 状]

本町には指定文化財（国指定3件、北海道指定3件、町指定1件）や北海道遺産（2件）、埋蔵文化財（223か所）が所在するほか、黒曜石産地を特徴する地質遺産や生物多様性を育む豊かな自然環境や文化遺産から「白滝ジオパーク」として日本ジオパークにも認定されています。

こうした貴重な文化財を後世に継承するため、体験学習を盛り込んだ教育活動やツーリズムによる観光振興への活用が図られています。しかし、文化財に対する関心を高め、事業を継続するには、担い手を増やしていく必要があります。そのため、魅力ある情報発信と関係機関との連携が必要です。

[課 題]

- 文化財への関心を高める取り組みの充実
- 後世へ繋ぐ、担い手を増やしていくための情報発信
- 関係機関と連携した観光振興の推進

[これからの取り組み]

- 文化財を身近に感じるための新たな企画の導入
 - 【例えば】グルメと文化財など、異分野と融合した企画づくり
 - まんがやイラストを活用した遠軽町文化財マップの作成
- オンラインや体験学習によるきっかけづくりの充実
 - 【例えば】地域住民との協働による郷土館講座の充実
 - 新たな参加者を集める魅力ある体験プログラムの開発・研究
- 情報発信の手法の検討
 - 【例えば】まち歩きやフットパス（注①）を活用した魅力ある地域情報の発信
 - 出前講座のリスト化、活動の見える化

（旭野5遺跡見学会）



（注①）フットパス 森林や田園地帯、古い街並みなど
地域に昔からあるありのままの風景を楽しみ
ながら歩くこと。

12. その他の社会教育施設（文化財）

〔 現 状 〕

町内の文化財関係の施設は、遠軽町埋蔵文化財センター、遠軽町郷土館、丸瀬布郷土資料館があり、先史時代の考古資料から明治時代以降の歴史資料を展示、保存と活用に取り組んでいます。

各施設とも資料の特色を活かした企画展や講座の開催を通じ、文化財の普及活動を展開していますが、より専門的な調査研究や観光振興などあらゆる分野との連携が求められます。また、その成果をインターネットなどの活用により、広く情報発信する必要があります。

さらに、SDGs（注①）やESD（注②）など現代的な課題に対応するため、これまでの学習プログラムを見直し、さらなる教育活動の充実に努めなければなりません。

〔 課 題 〕

- 活動成果の情報発信
- 幅広い分野との連携
- 現代的な課題への対応

〔 これからの取り組み 〕

- 施設の魅力を伝えるための情報発信の工夫 （遠軽町埋蔵文化財センター）
【例えば】 資料紹介や活動報告などによる情報発信
- 資料の特色を活かした施設運営
【例えば】 体験や実践を取り入れた展示手法の検討
地域の埋もれた歴史や出来事に焦点を当てた企画や展示の開催
- 学校教育と連携したプログラムの充実
【例えば】 町内学校と連携したSDGs や ESD プログラムの検討



（注①）SDGs Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月に国連で決められた、国際社会共通の目標のこと。

（注②）ESD Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略。Eは、人を育て社会をつくるための教育を意味し、SDは、安心して暮らし続けるために考え行動することを意味する。

13. 芸術・文化

[現 状]

芸術・文化活動は、日々の生活に感動や潤いをもたらし、人生を豊かにするとともに、地域や住民の連帯感を深め、社会全体を活性化するうえでとても重要な活動です。

本町においては、小中学校から一般まで、幅広い世代による音楽活動が積極的に行われていることが大きな特徴です。また、遠軽町文化連盟を中心に日常的な文化活動を展開し、文化の伝承と次代を担う人材の育成に取り組んでいます。

しかし、会員の高齢化や人口減少に伴う会員数の減少といった深刻な課題を抱えているのも事実です。

これからは、遠軽町芸術文化交流プラザ（メトロプラザ）が住民による芸術・文化活動の拠点となることから、活動や発表の機会、交流の場の充実に努めていく必要があります。



（遠軽町芸術文化交流プラザ 大ホール）

[課 題]

- 文化団体の活動支援
- 地域の芸術・文化に関する情報提供の検討
- 活動・発表・交流の場の充実

[これからの取り組み]

○文化団体間の交流による新たな活動の創出

【例えば】メトロプラザを拠点とし、地域の枠を超えた文化団体の交流

○地域の芸術・文化に関する情報提供

【例えば】公民館やその他の社会教育施設に、文化団体の活動紹介コーナーを設置（展示会や発表会なども開催）

○芸術文化交流プラザを拠点とした交流の場の提供

【例えば】メトロプラザと図書館がコラボした住民参加型のワークショップ



（遠軽町芸術文化交流プラザ 大ホール）

14. 読書

[現 状]

読書活動は、個々の感性を磨き、読解力が付き、表現力や創造力を豊かにします。こうした活動は、「生きる力」を身に付ける上で幼少期からの取り組みが重要となります。

主な読書普及活動として、学校訪問を含む移動図書館車の巡回や来館が困難な利用者を対象に「絵本クラブ」など図書館の宅配サービスを行っています。

また、読書に親しむきっかけづくりとして「はじめましてえほん（ブックスタート）」事業や絵本の読み聞かせ、小中学生を対象とした読書感想文コンクールを開催しています。

今後も日常的に読書に親しむ取り組みを継続させ、関係機関や団体、ボランティアと連携し、地域全体で読書活動を推進する必要があります。

[課 題]

- 各年代を通じた読書活動へのきっかけづくり
- 社会全体での子どもの読書活動の推進
- 読書活動を支援する人材の育成

[これからの取り組み]

○本や読書に親しむことのできる環境の構築

【例えば】各家庭に眠っている本を活用し、公共施設などに自由に読むことができる本を開架することで、誰もが本を手にとれる環境を広げる

○読書に親しみ、楽しむためのきっかけの場の拡充

【例えば】学校や家庭での取り組みをつなぐための働きかけ
読書の楽しさを伝える取り組み（ブックスタート、ブックトーク）

○読書活動を中心とした多様な分野の人材交流の支援

【例えば】各地域で活動する人形劇や読み聞かせサークルの情報交流
文化芸能サークルといった異分野の人材との交流による新たな視点からの活動の活性化

15. 図書館（室）

〔 現 状 〕

本町の図書館（室）は、地域の情報拠点として役割を果たすために必要な図書資料を収集し、広く利用者に提供しています。また、多様な学習要求にも対応するため、オンラインを活用した相互貸借やレファレンス（調べもの）サービス（注①）にも取り組んでいます。

さらに貸出サービスの向上のため、広報紙でのお知らせ「図書館インフォメーション」や関係機関への情報提供、ホームページによる情報発信のほか、専用Webサイトを開設し、蔵書検索や貸出予約、新刊一覧の提供を整備しました。

今後もICT技術の発展や日常的な利用動向、日々様変わりする社会情勢に合った施設運営に配慮し、住民にとって魅力ある図書館（室）づくりを進めていく必要があります。

〔 課 題 〕

- 貸出・情報サービスの充実
- 利用者に対応した施設運営やサービスの検討
- ボランティア活動等の促進

〔 これからの取り組み 〕

○情報提供・発信の充実（図書館（室）の連携）

【例えば】町の情報発信拠点としての図書館の役割の検討
情報発信の内容や方法の工夫

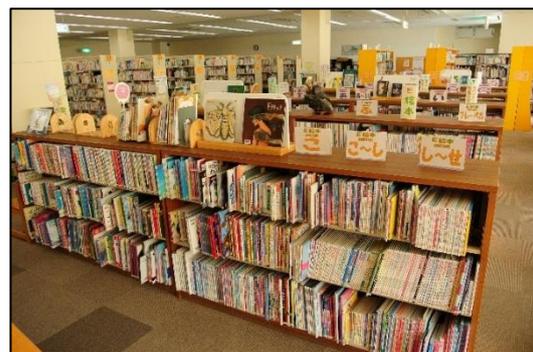
○利用者に対応した魅力ある図書館（室）づくり

【例えば】メトロプラザや周辺施設と連携した「居心地の良い場所づくり」
電子書籍を貸出す「デジタル図書館」の運用

○地域の連携による新たなつながりづくり

【例えば】メトロプラザ利用者との交流・つながりづくり

（遠軽町図書館）



（注①）レファレンスサービス

調べたいことや探している資料などの質問、必要な資料・情報を案内するサービスのこと。

16. 情報・相談

〔 現 状 〕

本町では、広報紙やホームページを通じ、広く町民へ生涯学習に関する情報提供に努めるとともに、「えんがるマナビィ情報」や「図書館インフォメーション」などを発行し、住民の主体的な学習活動を支援しています。さらには、湧別町と佐呂間町とも連携し、生涯学習情報紙「なな・なんと情報」の発行にも取り組み、広域的な生涯学習活動を推進しています。

スポーツについては、他部局との連携を図りながら、スポーツ大会や合宿誘致に関する資料を作成し、スポーツ活動を通じた地域活性を図っています。

現在、教育委員会（教育センター）に生涯学習に関する専門の相談窓口は設けていませんが、教育専門員や社会教育指導員を配置し、職員が日常的な相談業務に応じています。

しかし、広報紙やホームページによる情報提供に努めているものの、住民への周知は不十分であり、相談件数は少ない傾向が続いています。

日々様変わりする社会変化に伴い、住民の学習ニーズも多様化、個別化が進んでいることから、ライフスタイルに適した学習機会の提供を効率的に行うため、専門職員の適正配置や担当職員の資質向上に努めなければなりません。

〔 課 題 〕

- 魅力ある情報発信の工夫
- 生涯学習に関する情報収集・提供
- 専門職員の配置及び職員の資質向上

〔 これからの取り組み 〕

- ホームページやSNSを活用した情報発信
【例えば】オンラインを活用したデジタル技術の習得と情報発信の向上
- インターネット等の有効活用
【例えば】動画配信サービスを活用した学習情報チャンネル（番組）の開設
- 職員研修の実施
【例えば】魅力ある情報発信の手法を学ぶため、各分野の専門家による研修機会の充実

資料編

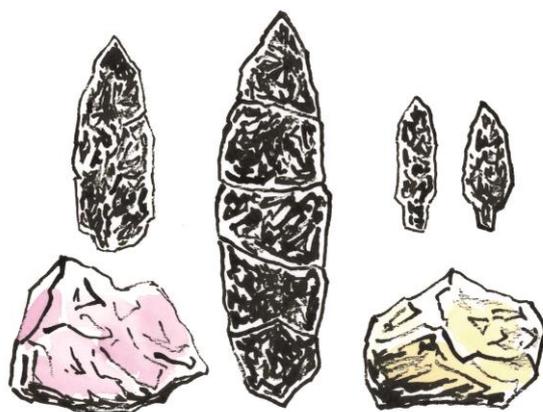
第4次遠軽町社会教育中期計画の策定について（諮問）

第4次遠軽町社会教育中期計画の策定について（答申）

第4次遠軽町社会教育中期計画策定経過

遠軽町社会教育中期計画策定委員会委員名簿

遠軽町社会教育中期計画策定委員会事務局員名簿



遠軽町の石 黒曜石

令和3年6月29日

遠軽町社会教育中期計画策定委員会委員長 様

遠軽町教育委員会教育長 河原 英 男

第4次遠軽町社会教育中期計画の策定について（諮問）

令和の時代を迎え、本町はもとより国内においては、高齢化や少子化による人口減少が急速に進行する中、多様化する生活様式や住民ニーズへの対応など、地域では様々な課題を抱え、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新たな生活スタイルの実践が日常化されるなど、これまでの価値観が大きく変化しました。

このような中、平成30年12月に発出された「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策（答申）」では、今後の地域における社会教育の在り方について、地域における社会教育の意義と果たすべき役割は、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」であるとされ、社会教育施設においても、地域の実情を踏まえ、長期的な展望を見据えた新たな役割が求められています。

これまで、遠軽町教育委員会では、遠軽町総合計画、遠軽町行政改革大綱などとの整合性を図りながら、本町の教育目標の具現化に向け、平成29年度から令和3年度までの5か年計画である第3次遠軽町社会教育中期計画を策定し、社会教育の推進に努めてきました。

この計画が本年度で最終年度を迎えることから、第3次遠軽町社会教育中期計画の施策及び事業の反省評価を踏まえ、これからの本町における社会教育を総合的且つ計画的に推進していくための指針となる、第4次遠軽町社会教育中期計画（令和4年度～令和8年度）の策定について諮問いたします。

令和4年3月23日

遠軽町教育委員会
教育長 河原英男 様

遠軽町社会教育中期計画策定委員会

委員長 西川 則行

第4次遠軽町社会教育中期計画の策定について（答申）

令和3年6月29日付けにて貴職から諮問のありました、第4次遠軽町社会教育中期計画策定について、新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見通せない今日、全体会議及び領域別部会において慎重な審議を重ねた結果、ここに本答申を取りまとめるに至りました。

本計画は、遠軽町教育目標、遠軽町社会教育目標の具現化に向け、本年度が最終年度である「第3次遠軽町社会教育中期計画」の反省評価を踏まえるとともに、「第2次遠軽町総合計画」との整合性を図りながら、これからの本町における社会教育を総合的かつ計画的に推進していくための指針として策定したものであります。

また、計画推進のキーワードとして、「自主性」「学び合い」「一体感」を設定し、「地域づくり」のために社会教育はどんな役割を果たすことができるかという視点について話し合いを深めました。

地域とは、遠軽町全体のことを意味します。本計画が、全ての町民の生涯学習社会の実現に寄与し、今後の社会教育推進のための指針として行政施策に十分反映され、その実現に努力されることにより本町の社会教育活動がますます充実発展することを切に願い、ここに答申します。

第4次遠軽町社会教育中期計画 策定経過

令和3年	2月	遠軽町社会教育中期計画策定委員会委員の公募に係る準備等
	3月17日	令和2年度 第5回社会教育委員会議（説明）
	4月 5日	遠軽町社会教育中期計画策定委員会委員 公募（2人以内）
	～23日	（町広報及び町ホームページ掲載）
	5月10日	公募委員 選考・決定通知（1人）
	5月12日	遠軽町社会教育中期計画策定委員会委員 推薦依頼（3人） （遠軽町文化連盟、遠軽町子ども会連合会、遠軽町PTA 連合会）
	5月26日	第6回遠軽町教育委員会会議（策定委員会委員の選考）
	6月29日	第7回遠軽町教育委員会議（策定委員会委員の委嘱）
	7月 1日	遠軽町社会教育中期計画策定委員会へ諮問
	7月 9日	中期計画策定に係る担当者打合せ
	7月14日	遠軽町社会教育中期計画策定委員会委員 委嘱状交付

■遠軽町社会教育中期計画策定委員会議（第1回全体会）

- ・第1回全体会議（遠軽町福祉センター）
- ①委嘱状交付
- ②遠軽町社会教育策定委員会について
- ③策定委員会 委員長、副委員長の選出（互選）
- ④第3次遠軽町社会教育中期計画の総括
- ⑤第4次遠軽町社会教育中期計画策定の概要（キーワードの設定）
- ⑥各領域別部会について



8月18日 ■第1回領域別部会会議

- ・第1回子どもを育む部会（遠軽町福祉センター）
（家庭教育、青少年教育、情報・相談、指導者育成・団体支援）
- ・第1回学びを深める部会（遠軽町福祉センター）
（成人教育、シニア教育、公民館、その他の社会教育施設）
- ・第1回健康・スポーツ部会（遠軽町福祉センター）
（スポーツ・健康づくり、指導者育成・団体支援、スポーツ施設）
- ・第1回豊かな心を育む部会（遠軽町福祉センター）
（読書、文化財・埋蔵文化財、芸術文化、図書館、その他の社会教育施設）



- ①部会長、副部会長の選出（互選）
- ②各領域における課題及び社会教育実施計画の審議
- ③次回、会議日程等の確認、ほか

9月15日 ■第2回領域別部会会議

- ・第2回健康・スポーツ部会（遠軽町教育委員会庁舎）

(スポーツ・健康づくり、指導者育成・団体支援、スポーツ施設)

①各領域における課題及び社会教育実施計画の審議

②次回、会議日程等の確認、ほか

9月22日 ■第2回領域別部会会議

・第2回豊かな心を育む部会（遠軽町教育委員会庁舎）

(読書、文化財・埋蔵文化財、芸術文化、図書館、その他の社会教育施設)

①各領域における課題及び社会教育実施計画の審議

②次回、会議日程等の確認、ほか

9月28日 ■第2回領域別部会会議



・第2回子どもを育む部会（遠軽町教育委員会庁舎）

(家庭教育、青少年教育、情報・相談、指導者育成・団体支援)

①各領域における課題及び社会教育実施計画の審議

②次回、会議日程等の確認、ほか

10月1日 ■第2回領域別部会会議

・第2回学びを深める部会（遠軽町教育委員会庁舎）

(成人教育、シニア教育、公民館、その他の社会教育施設)

①各領域における課題及び社会教育実施計画の審議

②次回、会議日程等の確認、ほか

10月21日 ■第3回領域別部会会議



・第3回豊かな心を育む部会（遠軽町図書館）

(読書、文化財・埋蔵文化財、芸術文化、図書館、その他の社会教育施設)

①各領域における課題及び社会教育実施計画の審議・まとめ

②次回、会議日程等の確認、ほか

10月26日 ■第3回領域別部会会議

・第3回学びを深める部会（遠軽町教育委員会庁舎）

(成人教育、シニア教育、公民館、その他の社会教育施設)

①各領域における課題及び社会教育実施計画の審議・まとめ

②次回、会議日程等の確認、ほか

10月29日 ■第3回領域別部会会議



・第3回子どもを育む部会（遠軽町教育委員会庁舎）

(家庭教育、青少年教育、情報・相談、指導者育成・団体支援)

①各領域における課題及び社会教育実施計画の審議・まとめ

②次回、会議日程等の確認、ほか

11月16日 ■第3回領域別部会会議



- ・第3回健康・スポーツ部会（遠軽町教育委員会庁舎）
（スポーツ・健康づくり、指導者育成・団体支援、スポーツ施設）

- ①各領域における課題及び社会教育実施計画の審議
- ②次回、会議日程等の確認、ほか

令和4年 2月16日 ■遠軽町社会教育中期計画策定委員会議（第2回全体会）

- ・第2回全体会議（書面会議）

- ①第4次遠軽町社会教育中期計画答申原案の審議

3月17日 ■遠軽町社会教育中期計画策定委員会議（第3回全体会）

- ・第3回全体会議（遠軽町福祉センター）

- ①第4次遠軽町社会教育中期計画答申原案の最終審議
- ②答申（案）について

3月23日 遠軽町教育委員会へ答申

4月11日 ■パブリックコメント

～25日 （町民への意見聴取）



（遠軽町社会教育中期計画策定委員会委員）

遠軽町社会教育中期計画策定委員会 委員名簿

策定委員会（全体会）		氏 名	所 属・役職等
委員長		西川 則行	社会教育委員 委員長
副委員長		森田 穰	社会教育委員 副委員長

策定委員会（領域別部会）		氏 名	所 属・役職等
子どもを育む部会	部会長	得能 實	社会教育委員
	副部会長	味戸美枝子	社会教育委員
	①家庭教育	森田 穰	社会教育委員 副委員長
	②青少年教育	鈴木 颯馬	青少年指導員
	③情報・相談	筒塩 佑輔	遠軽町子ども会育成連合会 会長
④指導者育成・団体支援（社会教育）			

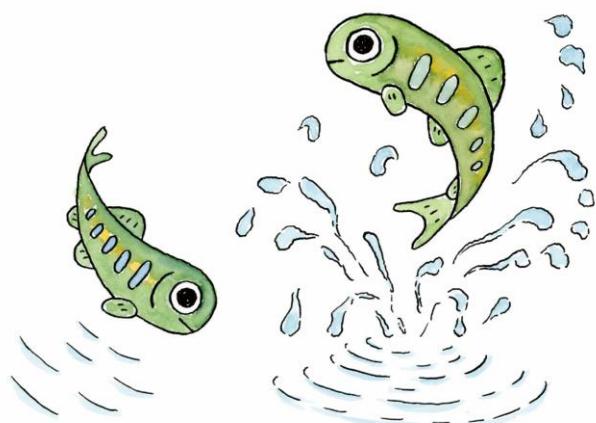
策定委員会（領域別部会）		氏 名	所 属・役職等
学びを深める部会	部会長	岩船 定男	社会教育委員
	副部会長	鏡 栄子	社会教育委員
	①成人教育	西川 則行	社会教育委員 委員長
	②シニア教育	上野 一恵	社会教育委員
	③公民館	斉藤 晴行	公募委員
④その他の社会教育施設（社会教育）			

策定委員会（領域別部会）		氏 名	所 属・役職等
健康・スポーツ部会	部会長	角川 浩一	スポーツ推進委員 委員長
	副部会長	原 壽男	社会教育委員
	①スポーツ・健康づくり	落合 幸子	スポーツ推進審議会 会長
	②指導者育成・団体支援（スポーツ）	前川 正	社会教育委員
	③スポーツ施設		

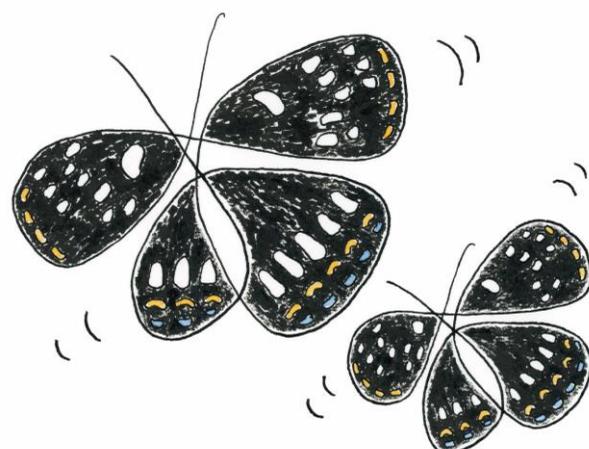
策定委員会（領域別部会）		氏 名	所 属・役職等
豊かな心を育む部会	部会長	藤田 琴絵	社会教育委員
	副部会長	梅原 友一	文化財保護審議会委員
	①読書	根本 羊子	図書館協議会 副委員長
	②文化財・埋蔵文化財	大柳 清美	遠軽町文化連盟 副会長
	④図書館（室）	竹村 貴士	遠軽町PTA連合会 会長
⑤その他の社会教育施設（文化財）			

遠軽町社会教育中期計画策定委員会 事務局員名簿

	氏 名	職 名	所属課等
事務局長	大貫 雅英	教育部長	
事務局次長	水野 徹	社会教育課長	社会教育課
	阿部 文明	図書館長	図書館
事務局員	中南 秀隆	社会教育課主幹（社会教育主事）	社会教育課
		（兼）生田原教育センター所長	生田原教育センター
	新熊佳代子	丸瀬布教育センター所長	丸瀬布教育センター
	松村 愉文	白滝教育センター所長	白滝教育センター
	國松 大輔	社会教育課係長（社会教育）	社会教育課
	入江 貴之	社会教育課係長（社会体育）	社会教育課
	瀬下 直人	白滝教育センター係長（学芸員）	白滝教育センター
	中川 裕一	生田原教育センター主任	生田原教育センター
	本田 晃平	白滝教育センター主事	白滝教育センター
	熊谷 天気	丸瀬布教育センター主事（社会教育主事）	丸瀬布教育センター
	大江 未歩	社会教育課主事補	社会教育課
	小笠原 まり	教育専門員	社会教育課
石垣 新一	教育専門員	丸瀬布教育センター	



遠軽町の魚 ヤマベ



遠軽町の蝶 オオイチモンジ

第4次遠軽町社会教育中期計画

(令和4年度～令和8年度)

発 行 令和4年4月

発行者 遠軽町教育委員会